

令和3年度 富山県西部6市観光プロモーション動画制作・SNSキャンペーン業務仕様書

1. 業務名

令和3年度 富山県西部6市観光プロモーション動画制作・SNSキャンペーン業務

2. 業務の目的

富山県西部6市の観光資源を発信し、観光客のさらなる誘致拡大を図るため、富山県西部6市の観光スポット等を紹介するための観光プロモーション映像を作成する。おもに通年観光できる観光スポットを撮影し、視聴者に富山県西部の観光的魅力を発信できる動画を制作する。また、動画制作と合わせてSNSキャンペーンを実施することでより多くの人に動画を視聴してもらい、アフターコロナ期における誘客につなげる。

3. 業務期間

契約締結の日から令和4年3月25日(金)まで

4. 業務の概要

富山県西部6市の魅力的なプロモーション動画制作を行い、SNSキャンペーンを実施し、情報発信へとつなげる。

5. 業務内容

本仕様書は、「富山県西部6市観光プロモーション動画制作・SNSキャンペーン業務」における業務内容及び要件等を定めるものであり、受託者は本仕様書に従って業務を執行することとする。

(1) 企画構成

- ① 企画、取材、出演者との調整、撮影、編集等、富山県西部6市観光プロモーション動画制作に係るすべてを行うこと。
- ② 撮影スポット選定にあたり、通年楽しめる観光名所を軸に選定すること。
- ③ 視聴者に対し、富山県西部6市に訪れたいくなるような魅力あふれる映像を撮影・編集すること。また、必要に応じて既存の映像や写真を使用すること。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な動画の撮影を行う。なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 動画に人物が登場する際は、受託者の責任において登場人物に対し事前に肖像権や著作権について許諾を得ること。
- ② 各市8スポット以上の映像を盛り込むこと。既存の映像を使用してもよいが、スポットの最新の状況が反映されていること。
- ③ 具体的な撮影場所や内容については、事前に担当者と協議の上決定すること。
- ④ 撮影にあたっては、撮影場所に直接撮影許可を取ること。
- ⑤ ドローンなど、動画制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の

心をつかむような映像に仕上げる。なお、ドローンの撮影に関しては、国土交通省の許可を得て適切な撮影を行うこと。

- ⑥ 撮影機材はフルハイビジョンもしくは4K映像が撮影できる機材で撮影し、撮影したデータは一式納品すること。

(3) 編集

動画完成までに、複数回内容の確認及び修正等の指示を受ける。動画の要件については次の通りにする。

- ① 6市の放映時間がおよそ同じになるように編集すること。
- ② 使用する音源は、動画のコンセプトにあったものを使用すること。また、撮影場所がわかるようなテロップを映像内に必ず入れること。
- ③ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源の使用など著作権の問題が発生しないようにすること。著作権の許諾が必要な場合は手続等を必ず行うこと。
- ④ 動画の本数と再生時間は以下の要件に合うようにすること。
 - ・ SNS30秒CM用 1本 西部地区観光連盟のCM
 - ・ Youtube動画2~5分 1本 西部地区観光協議会PR動画
 - ・ Youtube動画3分程度 6本 各市
- ⑤ 映像の編集は4K又はフルHDとし使用用途に合わせた提案を行うこと。

(4) SNS フォロー&リツイート or フォロー&いいねキャンペーン

完成した動画を各市のSNSアカウントで公開し、「フォロー&リツイート」もしくは「フォロー&いいね」で富山県西部地区の特産品が当たるキャンペーンを実施する。キャンペーンの要件については次の通りにする。

- ① 6市すべてのSNSアカウントでキャンペーンを実施すること。

高岡市	Twitter	たかおか観光ネット
氷見市	Instagram	【公式】氷見市
射水市	Twitter	ムズムズくん【射水市公式】
砺波市	Instagram	tonami_city
小矢部市	Facebook	小矢部市観光協会
南砺市	Facebook	南砺里山倶楽部

- ② 景品の富山県西部特産品は6市すべての特産品を用意すること。
- ③ 景品の当選者は6名とし、一人4~5千円の特産品を用意すること。
- ④ 各アカウントの応募数をカウントすること。
- ⑤ キャンペーン期間については事前に担当者と協議の上決定すること。

(5) SNS 広告

首都圏に対して、SNSキャンペーンの開催期間中、SNS広告を実施する。なお、広告要件については次の通りにする。

- ① キャンペーン参加につながる媒体で広告を行うこと。
- ② 制作した動画を活用した広告を実施すること。

- ③ SNS 広告を行うアカウントは、本事業のために一時的に作成し、事業終了後速やかに削除すること。
- ④ 広告のターゲットに関しては事前に担当者と協議上決定すること。

6. 報告書の提出

本事業終了後、履行期限までに、報告書を紙媒体 7 部、電子データ（CD-R 等）7 部を提出すること。

報告書記載事項

1. 撮影スポット及び撮影スケジュール等撮影に関する内容
2. 完成した動画の概要
3. SNS キャンペーンの応募総数と当選者
4. その他、監督職員が示したもの

提出先

富山県西部地区観光協議会

【事務局】南砺市役所交流観光まちづくり課

〒933-0029 富山県南砺市荒木 1550 番地 2 階

7. 著作権等について

本事業成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）及び著作隣接権は、本件成果物の納品をもって受託者から委託者に移転する。

ただし、もともと受託者が著作権を所有する素材を成果物に使用した場合、その素材部分についての著作権は受託者の所有とする。

また、成果物以外の収録素材（映像、音声など）は、受託者が著作権を有する。

8. 瑕疵担保責任

本事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から 1 年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

9. 嫌疑等

事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、主催者である富山県西部地区観光協議会の担当者と密接な連携を図りながら事業を進めるものとし、本仕様に定めのない事項について嫌疑が生じた場合は、その都度協議のうえ対処するものとする。また、個人情報に関連する業務については関係法令を遵守し、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

10. 監督職員

南砺市役所 ブランド戦略部 交流観光まちづくり課 主事 吉岡紗弥

【参考動画】

8D エスケープ | 紹介編 | オーストラリア政府観光局

<https://www.youtube.com/watch?v=9lAvjpoyicQ>

宮城県観光 PR 映像

<https://www.youtube.com/watch?v=JVQOxr6dXmw>

東京青梅 観光 PR 「都心から約1時間の別世界」長編 Ome City Tokyo Long ver

<https://www.youtube.com/watch?v=KrP8MbihO8>

早川町観光 PR 動画

<https://www.youtube.com/watch?v=uuwoYOXVBgg>